

3 学校協議会の会議について

会議の開催

少なくとも**年3回の会議**を開催します。

- 4～5月：校園の「**運営に関する計画**」案について校園長から説明を受け、**意見を述べます**。
- 10～12月：校園長から学校の自己評価(中間評価)結果の説明を受け、**学校関係者評価(中間評価)**を行います。
- 2～3月：校園長から学校の自己評価(最終評価)結果の説明を受け、**学校関係者評価(最終評価)**を行います。

このほか、指導が不適切な教員に関する審議を行う時など、必要に応じて会長が校園長に相談し、会議を開催します。

3 学校協議会の会議について

会議の公開

会議は、**原則公開**です。

ただし、次の場合には非公開となります。

- 公開することができないと法令で定められた内容を取り扱う場合
- 個人の利益を害するおそれがある個人情報を取り扱う場合
- 法人の利益を害するおそれがある法人情報を取り扱う場合
- 第三者から公開しないことを条件として任意に提出された情報を取り扱う場合 など

3 学校協議会の会議について

案件の審議

校園長などからの説明

説明に時間を要する案件の資料は事前配付があります。

説明に対する委員の質問・意見

各委員は、他の委員の発言をよく聴くとともに、ご自身の発言は簡潔にわかりやすく伝えるよう努めてください。

(必要に応じて) 採決

次の案件では、挙手などにより必ず採決をとってください。

- 学校関係者評価をとりまとめる場合
- 指導が不適切な教員に対し校園長が講ずべき支援・措置について、校園長に意見を述べることを決める場合
- 上記の校園長の支援・措置に不服があるときに、教育委員会に必要な措置を申し出ることを決める場合
- 教員の評定結果の分布割合の開示を受けることを決める場合

3 学校協議会の会議について

会議(第1回 学校協議会:4~5月)の進行例

- 開会のことば
- 自己紹介
- 学校協議会運営要項・傍聴要領・**案件**等の確認
- 会長等の選出 (**委員による互選**) 及び年間計画
- 学校園から説明(案件ごと)
 - ・ **「運営に関する計画」案** など
- 協議(案件ごと)
 - ・ 質問・意見 ・ **採決**
- その他(事務連絡など)
- 閉会のことば

3 学校協議会の会議について

「運営に関する計画」(案)の留意事項

● 学校園より

- ・「運営に関する計画」(案)の説明
- ・外部アンケート等、現状のわかる資料の提示 など

● 学校協議会委員より

- ・「運営に関する計画」(案)に対する意見
- ・今後の学校運営についての意見 など

「学校協議会 実施報告書」には、会議で話し合われた
内容(意見等)について、簡潔に記述 【学校園が作成】

3 学校協議会の会議について

会議(第2回 学校協議会:10~12月)の進行例

- 開会のことば
- **案件**等の確認
- 学校園からの説明(案件ごと)
 - ・ **自己評価(中間評価)** など
- 協議(案件ごと)
 - ・ 質問・意見、・ **学校関係者評価(中間評価)**、・ **採決**
- その他(事務連絡など)
- 閉会のことば

3 学校協議会の会議について

学校関係者評価(中間評価)の留意事項

● 学校園より

- ・自己評価(中間評価)結果の説明
- ・外部アンケート等、現状のわかる資料の提示 など

● 学校協議会委員より

- ・自己評価(中間評価)結果に対する意見
- ・今後の学校運営についての意見 など

「学校協議会 実施報告書」には、会議で話し合われた
内容(意見等)についても、必ず記述 【学校園が作成】

3 学校協議会の会議について

会議(第3回 学校協議会:2~3月)の進行例

- 開会のことば
- **案件**等の確認
- 学校園からの説明(案件ごと)
 - ・ **自己評価(最終評価)** など
- 協議(案件ごと)
 - ・ 質問・意見 ・ **学校関係者評価(最終評価)** ・ **採決**
- その他(事務連絡など)
- 閉会のことば

3 学校協議会の会議について

学校関係者評価(最終評価)の留意事項

● 学校園より

- ・自己評価(最終評価)結果の説明
- ・外部アンケート等、現状のわかる資料の提示 など

● 学校協議会委員より

- ・自己評価(最終評価)結果に対する意見
- ・今後の学校運営についての意見
- ・採決(協議会としての意見の集約)
- ・学校関係者評価報告書の作成 など

「学校協議会 実施報告書」には、会議で話し合われた
内容(意見等)についても、必ず記述 【学校園が作成】

さいごに

● 情報の発信

学校協議会の活動状況は、学校園のホームページに掲載するとともに、学校園だよりも活用するなど、積極的に広く情報発信するようにしています。また、区役所ホームページにも掲載しますので、委員のみなさまには、ご理解いただきますようお願いいたします。

● はぐくみネットや学校元気アップ地域本部との関係

学校を支援するしくみには、小学校の「はぐくみネット」、中学校の「学校元気アップ地域本部」があります。

学校協議会で協議した内容を実現するためには、これらのしくみと連携し、保護者や地域住民のみなさまのご協力を得るようにしてください。

ありがとうございました

大阪市教育委員会事務局指導部
初等教育担当・中学校教育担当
(学校協議会担当)

参考

大阪市立学校活性化条例

大阪市立学校協議会運営規則

大阪市立学校活性化条例

(目的)

第1条 この条例は、教育委員会が所管する学校(幼稚園を含む。以下「学校」という。)の運営及びそのために必要な支援に関する基本的事項を定め、学校が児童、生徒及び幼児(以下「児童等」という。)並びに保護者及び地域住民その他の関係者(以下「保護者等」という。)の意向を斟酌し、教職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条第1項、第2項、第10項及び第11項、第37条第1項、第2項及び第18項(同法第49条及び第82条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))並びに第37条第19項(同法第49条、第62条及び第82条において準用する場合を含む。))、第60条第1項、第2項及び第5項並びに第129条第1項の規定に基づき学校に置かれる職員をいう。以下同じ。)がその持てる能力を十分に発揮することにより、学校が児童等の活気にあふれる場となるようその運営を行い、もって、児童等にとって将来にわたって必要となる力をはぐくむ学校の活性化及び学校教育の振興に資することを目的とする。

(学校運営の指針)

第2条 教育委員会は、教育振興基本計画(大阪市教育局基本条例(平成24年大阪市条例第75号)第3条に規定する教育振興基本計画をいう。以下同じ。)を踏まえ、毎年、学校の運営の指針となるべき事項を定め、これを学校に示さなければならない。

(校長の職務)

第3条 校長(園長を含む。以下同じ。)は、法令、条例、規則その他の規程に基づき、学校の運営に関する権限及び責任を有し、学校の運営に係る最終的な意思決定を行うとともに、当該学校の教職員に対し、その能力、適性及び勤務意欲の向上を図るよう支援し、指導し、及び監督する。

(運営に関する計画)

第4条 校長は、毎年、教育振興基本計画及び第2条の学校の運営の指針となるべき事項を踏まえ、学校の特色、学校が所在する地域の特性その他の実情に応じ、当該学校における教育活動その他の学校の運営に関する計画(以下「運営に関する計画」という。)を定めなければならない。

2 運営に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該学校における教育活動その他の学校の運営に関する目標
- (2) 前号の目標を達成するための取組
- (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

3 校長は、運営に関する計画を定めるに当たっては、あらかじめ第9条第1項に規定する学校協議会の意見を聴くものとする。

4 校長は、運営に関する計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

5 教育委員会は、校長が運営に関する計画を定めるために必要な支援を行うものとする。

(学校運営のための経費の確保)

第5条 校長は、教育委員会に対し、運営に関する計画に定めた目標を達成するために必要な経費を要求するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による要求に基づき、必要となる経費の確保に努めるものとする。

(開かれた学校運営)

第6条 学校は、保護者等に対し、当該学校の運営に関する状況を説明する責任を果たすとともに、保護者等との連携及び協力並びに保護者等の学校の運営への参加を促進する等のため、児童等の最善の利益に反しない限りにおいて、授業その他の教育活動、次条第1項に規定する学校評価の結果その他の学校の運営に関する状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 校長は、保護者等の意向を的確に把握し、学校の運営に適切に反映させるよう努めなければならない。

(学校評価)

第7条 学校評価(学校教育法第42条(同法第28条、第49条、第62条、第82条及び第133条第1項において準用する場合を含む。))の規定による評価をいう。以下同じ。)は、運営に関する計画に定めた目標の達成状況の評価を含めて行わなければならない。

2 校長は、児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して行う教員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。)の授業に関する評価の結果を踏まえ、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。)第66条第1項(規則第39条、第79条、第104条第1項、第135条第1項及び第189条において準用する場合を含む。)に規定する評価を行うものとする。

3 規則第67条(規則第39条、第79条、第104条第1項、第135条第1項及び第189条において準用する場合を含む。)に規定する当該学校の関係者による評価(以下「学校関係者評価」という。)は、第9条第1項に規定する学校協議会に行わせるものとする。

4 校長は、学校評価の結果を公表しなければならない。

(学校評価の結果の反映)

第8条 校長は、学校評価の結果を踏まえ、当該学校における取組の改善その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会は、校長が前項の措置を講ずるに当たっては、当該学校の教育水準の向上を図るため、指導及び助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(学校協議会)

第9条 保護者等との連携及び協力並びに学校の運営への参加の促進並びに児童及び

生徒の意見並びに保護者等の意向の反映のため、学校に、学校の運営に関する協議会（以下「学校協議会」という。）を置くものとする。

2 学校協議会の委員は、保護者等又は教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が校長及び当該学校の所在する区の区長（以下「区長」という。）の意見を聴いて任命する。

3 学校協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 学校協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 運営に関する計画の作成に当たり、校長に意見を述べること

(2) 学校関係者評価を実施すること

(3) 当該学校における教育活動を支援する取組に関すること

(4) 教員の授業その他の教育活動に係る保護者等の意見に関する協議を行い、児童等に対する指導が不適切である教員に対し校長が講ずべき措置等について、校長に意見を述べること

(5) 校長の求めに応じ、当該学校の運営に関し意見を述べること

(6) その他教育委員会規則で定める事項について、校長に意見を述べること

5 教育委員会及び区長は、学校協議会が適正に運営されるよう補佐するものとする。

6 学校協議会は、第4項第4号の規定による学校協議会の意見を受けて校長が講じた措置等の内容（校長が措置等を講じないことを含む。）に不服があるときは、教育委員会に対し、必要な措置を講ずるよう申し出ることができる。

（校長の採用等）

第10条 校長の採用は、本市の職員に対する募集を含め、原則として公募により行うものとする。ただし、公募を行う時間的余裕がない場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の公募において職員以外の者を採用する場合は、任期付職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第2条

第2項の規定により採用された職員をいう。)として採用するものとする。

3 第1項の公募による採用に当たっては、優れた識見を有する者による面接その他の公正な手続による審査を経なければならない。

4 教育委員会は、学校教育に関する熱意及び識見並びに組織マネジメント及び人材育成に関する能力その他の教育委員会が必要と認める資質及び能力に関する適正な評価に基づき、校長を任用しなければならない。

(市費負担教員の勤務成績の評定)

第11条 教育委員会は、学校に勤務する教職員のうち、職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)第4条第1項第2号アに掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び同号イに掲げる幼稚園・小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける者について、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員の例に準じて、教育委員会規則で定めるところにより、勤務成績の評定を行うものとする。

(評定結果の開示等)

第12条 教育委員会は、学校協議会の求めがあったときは、学校協議会に対し、当該学校に勤務する教員の評定の結果の分布の割合を開示しなければならない。ただし、教員個人の評定の結果は公にしてはならない。

2 教育委員会は、勤務成績の評定を行うすべての者が客観的な基準に基づき公正かつ厳格に評定することができるよう、制度を運用しなければならない。

(校長等の研究と修養)

第13条 校長、教員、実習助手及び寄宿舍指導員は、教育活動の実施に当たり、保護者等の意向を斟酌しながら、児童等が自ら進んで学習に取り組む意欲を高めるとともに、児童等にとって将来にわたって必要な力をはぐくんでいけるよう、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育委員会は、校長、教員、実習助手及び寄宿舍指導員が、自律性を備えた人材としてその能力を高め、教育活動において教育に関する専門性を十分に発揮できる

よう、研修の奨励、環境の確保その他の施策の充実に努めなければならない。

(校長の人事に関する意見の尊重)

第 14 条 教育委員会は、教職員の任免その他の進退について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 36 条又は第 39 条の規定により校長が申し出た意見を尊重するものとする。

2 教育委員会は、次条第 2 項の規定による申出があったときは、これを尊重しなければならない。

(指導改善を要する教員に対する支援及び措置)

第 15 条 校長は、教員について、児童等に対する指導が不適切であると疑われるとき又は第 9 条第 4 項第 4 号に規定する校長が講ずべき措置等についての意見を受けたときは、当該教員に対し、児童等に対する指導の改善に必要な指導及び助言を行うとともに、事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 校長は、前項の事実確認その他の必要な措置に基づき、当該教員の児童等に対する指導が不適切であると認めるときは、その旨を教育委員会に申し出るものとする。

3 教育委員会は、第 9 条第 6 項の規定による申出を受けたときは、校長に対し、必要な指導及び助言を行うとともに、事実確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 教育委員会は、第 2 項の規定による申出又は前項の事実確認その他の必要な措置に基づき、児童等に対する指導が不適切であると認められた教員に対し、教育公務員特例法第 25 条の 2 第 1 項に規定する指導改善研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 教育委員会は、教育公務員特例法第 25 条の 2 第 4 項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。

(就学校指定に関する手続)

第 16 条 教育委員会は、規則第 32 条第 1 項に規定する保護者の意見を聴取する手続

及び規則第 33 条に規定する指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を教育委員会規則で定め、公表するものとする。

(施行の細目)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に教育委員会が定めた学校の運営の指針となるべき事項は、第 2 条の規定により定められたものとみなす。

3 やむを得ない事由により学校に学校協議会が設置されない場合における第 4 条第 3 項及び第 7 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「第 9 条第 1 項に規定する学校協議会」とあるのは「保護者等」とする。

平成 24 年大阪市教育委員会規則第 19 号

大阪市立学校協議会運営規則

(目的)

第 1 条 この規則は、大阪市立学校活性化条例（平成 24 年大阪市条例第 86 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき設置する学校協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任命)

第 2 条 条例第 9 条第 2 項の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が、当該学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の校長（園長を含む。以下同じ。）及び当該学校の所在する区の区長（以下「区長」という。）の意見を聴いて任命するものとする。

- (1) 当該学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者
- (2) 当該学校の所在する地域の住民
- (3) 当該学校における教育活動を支援する個人又は団体の構成員
- (4) 当該学校に関係を有する学校（以下「関係校」という。）の教職員（当該学校の教職員を除く。）
- (5) 教育に関し学識経験を有する者
- (6) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、原則として 3 名以上 10 名以下とし、教育委員会が校長と協議の上、定める。ただし、校長の意見に基づき教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 委員が欠けたときは、教育委員会は、校長及び区長の意見を聴いて新たに委員を任命することができる。

(委員の服務等)

第 3 条 委員は、条例第 9 条第 3 項に定めるもののほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び当該学校の運営に著しく支障をきたす行為

(2) 委員としての地位を、営利行為や政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

(3) 委員たるにふさわしくない非行

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の翌年度の末日までの2年以内とする。

2 第2条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

(報償金)

第5条 委員の報償金の額は、予算の範囲内で、教育長が定める。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長を置く。

2 協議会に、副会長を置くことができる。

3 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。ただし、関係校の教職員である委員は、会長及び副会長になることができない。

4 会長は、協議会を代表し、会議を主宰する。

5 副会長は、会長を補佐する。

6 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合において、副会長を置いていないときは、あらかじめ会長が指名した委員が、副会長が1人であるときは、その副会長が、副会長が2人以上であるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議の招集は、会長が、会議の開催場所、日時及び案件をあらかじめ委員に通知して行う。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 採決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、次の各号に掲げる所掌事務を取り扱うときは、会議において採決を行わなければならない。

(1) 条例第9条第4項第2号の規定による学校関係者評価の実施

(2) 条例第9条第4項第4号の規定による児童等に対する指導が不適切である教員に対し校長が講ずべき措置等についての意見の陳述

(3) 条例第9条第6項の規定による教育委員会に対する措置の申出

(4) 条例第12条第1項の規定による当該学校に勤務する教員の評定の結果の分布の割合についての開示の請求

(会議の公開)

第8条 会議の案件の審議は、次の各号に該当する場合を除き、公開するものとする。

ただし、第1号オ又は第2号に該当するものとして非公開とするときは、会議において採決を行わなければならない。

(1) 会議において次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合

ア 法令又は条例の規定により、公開することができないとされている情報

イ 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、かつ、会議を公開することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる情報

ウ 法人等の情報で、会議を公開することにより、当該法人等の正当な利益を害すると認められる情報

エ 第三者から公開しないことを条件として、任意に提供された情報

オ 会議を公開することにより、事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずると認められる情報

(2) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

(意見の聴取等)

第9条 校長は、協議会の会議に出席して説明し、若しくは意見を述べ、又は教職員に説明させ、若しくは意見を述べさせることができる。

- 2 校長は、協議会が適正に運営されるよう、学校の運営に関する状況に関する情報の積極的な提供に努めるものとする。
- 3 会長は、必要と認めるときは、校長に対し、説明又は意見を求めることができる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、意見を求めることができる。
- 5 会長は、必要と認めるときは、校長の同意を得て、当該学校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合において、当該児童又は生徒の発達段階に応じ、その保護者の同意を得る等必要な配慮をしなければならない。
- 6 会長は、必要と認めるときは、会議の案件に係る専門的事項に関し学識経験を有する者その他関係者の意見を聴き、又は資料の提供を受けることができる。

(意見の申出)

第 10 条 協議会は、条例第 9 条第 6 項の規定により教育委員会に対し申出を行うときは、あらかじめ校長の意見を聴取した上で、教育委員会に文書を提出して行うものとする。

(活動状況の報告等)

第 11 条 協議会は、その活動の状況に関する情報を発信し、保護者及び地域住民その他の関係者の連携及び協力を促すよう努めるものとする。

- 2 協議会は、会議を開催したときは、速やかに、文書により、その会議の内容を教育委員会に報告しなければならない。

(教育委員会の補佐)

第 12 条 教育委員会は、協議会が適正に運営されるよう、本市における教育の状況に関する情報の積極的な提供に努めるものとする。

- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、協議会に対し、その運営に関する状況について、報告を求め、調査し、指導及び助言を行うものとする。

(委員の解任)

第 13 条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員が第 3 条に違反したとき

(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき

(3) その他、解任に相当する事由が生じたとき

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任するときは、本人に対し、文書により、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第 14 条 協議会の庶務は、当該学校において処理する。

(運営に関する事項)

第 15 条 協議会は、条例及びこの規則並びに協議会の目的に反しない範囲において、運営に関し必要な事項を定めることができる。

(委任)

第 16 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。